

沼津中央ライオンズ基金 運用規則

(名称)

第1条 この基金は、沼津中央ライオンズ基金という。

(目的)

第2条 この基金は、育英、奨励、援助を目的する。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 育英 経済的理由等で進学する事ができない品行方正な学生に対し、育英資金を贈呈する。

(2) 奨励 小中学生で家業の手伝い、家庭の経済的手伝い等を積極的に行い、他の模範となる子を表彰する。又身体等の恵まれない友人に対し、長年に亘り手助けを行った学生を表彰、将来人生の誉めになるようにする。文化、スポーツ等で活躍した人及び団体を表彰する。

(3) 援助 不遇な環境に掛けず、懸命に努力し生活をしている人を援助する。

(対象者の範囲)

第4条 対象者の範囲は、沼津市及びその周辺の個人又は団体とする。

(運用委員会)

第5条 基金の運用に当たり運用委員会を置く。

運用委員は、13名以内とし、沼津中央ライオンズクラブ会長が委嘱する。

沼津中央LC役員	3名
" 基金委員	7名
学識経験者	3名以内

(委員長)

第6条 委員長は、沼津中央ライオンズ指名による。

(審査)

第7条 委員会は推薦された候補者を審査し、基金贈呈対象者を選考し、結果を沼津中央LC会長に答申する。

尚、推薦の受付は、実施予定日前2ヶ月迄とする。

(実施方法)

第8条 対象者に育英資金、表彰状及び記念品又は、援助金を贈る。表彰状、記念品、援助金の金額等、細部の実施方法は、基金委員会において検討する。
又、育英資金については別に定めるところによる。

(実施時期)

第9条 実施時期は原則として、沼津中央LC結成記念例会日とし、年1回これを実施する。尚、育英資金の贈呈開始は原則として直後の学校年度初め、4月からとする。

(記録)

第10条 当基金の対象者及び実施に関する事項を記録して置かなければならない。

(会計)

第11条 当基金会計は沼津中央LCの一般会計から分離し、基金特別会計として処理される。

(規則の変更)

第12条 規則の変更は、沼津中央LC役員会の議決を経なければならない。

以上

沼津中央ライオンズクラブ基金育英規定

沼津中央ライオンズクラブ基金委員会

(趣旨)

第1条 この規定は、沼津中央ライオンズ基金が行う事業の内、育英に関する基本的事項について定めるものである。

(資格)

第2条 本基金の育英事業の対象者となるものは、沼津市に保護者と共に居住し、その通学区域内の高校に在学する高校生で、品行方正、学業優秀又は一芸に秀でその道で将来を嘱望されている者で、かつ経済的援助が必要と認められる者。

(期間及び金額)

第3条 期間は、高校在学の3年間以内とする。但し、年度毎に再審査を行う。
又、上記期間中の金額は、月額15,000円以内とする。

(推薦調書の提出)

第4条 本育英資金を希望する場合、在学学校長の記入による受領候補者推薦調書を沼津中央ライオンズクラブに提出するものとする。

(対象者の決定)

第5条 沼津中央ライオンズクラブ会員及び学識経験者から成る運用委員会の選考を経て、クラブ理事会に於いて決定するものとする。

(資金の交付)

第6条 1. 育英資金は1ヶ月あて交付することを原則とするが、特別な事情があるときは2ヶ月以上を合わせて交付することができる。
2. 資金の交付は、学校長を経て本人に送付するものとする。

(資金受領書の提出)

第7条 資金の交付を受けたときは、その都度直ちに資金受領書を提出しなければならない。

(報告書の提出)

第8条 年度毎、第2学期末に学業成績表及び生活状況報告書を学校長の所見を附して沼津中央ライオンズクラブに提出しなければならない。

(異動の届け出)

第9条 次の各号に該当する場合は、直ちに届け出をしなければならない。

1. 休学 復学 転学 または退学をしたとき。
2. 退学 停学 その他の処分を受けたとき。

(育英資金交付の休止)

第10条 1. 対象者が休学、または長期に亘って欠席をしたときは、育英資金の交付を休止する。
2. 対象者の学業または素行などの状況に因り、指導上必要があると認めたときは、資金の交付を停止することがある。

(育英資金交付の復活)

第11条 前条の規定により育英資金の交付を休止または停止された者が、その事由が削減した後において在学学校長を経て願い出たときは、資金の交付を復活することがある。

(育英資金交付の廃止)

第12条 対象者が次の各号に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して育英資金の交付を廃止することがある。

1. 傷い、疾病などのために修学の見込みがなくなったとき。
2. 学業成績または素行が不良となったとき。
3. 育英資金を必要としない理由が生じたとき。
4. 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
5. 前各号の他、対象者として適当ではない事実があったとき。

(育英資金の辞退)

第13条 対象者はいつでも在学学校長を経て育英資金の辞退を申し出ることができる。
(指導及び補導)

第14条 対象者を将来社会有用な人材として育成するために必要な一般教養の高揚、その他の指導及び対象者の学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(補則)

第15条 この規定の実施について必要な事項は、別にこれを定める。